

第三十一号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和四年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 百四十四万三千三百五十四円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 百三万五千八百八十六円

債権発生日 平成二十二年六月二十四日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四

号）第六十三条

(二) 債権イ 債権の額 五万四千三百七十五円

債権発生日 平成二十二年六月二十四日

債権発生理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十

六号）第五百五十九条

(三) 債権ウ 債権の額 三万七千七十七円

債権発生日 平成二十七年六月二十五日

債権発生理由 地方自治法施行令第五百五十九条

債権の額 五万五千八円

債権発生日 平成二十八年十二月十五日

債權發生理由生活保護法第六十三條

(五) 債權才

債権の額 五万五千八円

債権発生日 平成二十八年十二月十六日

債權發生理由 地方自治法施行令第一百五十九條

(六) 債権力

債権の額 十八万千円

債権発生日 平成三十年二月二十一日

債權發生理由生活保護法第六十三條

(七) 債権

債権の額 三万千円

債権発生日 平成三十年二月二十二日

債權發生理由 地方自治法施行令第一百五十九條

三 放棄する理由

債務者が令和三年四月二日に死亡し、当該債務者の法定相続人が存在しないことから、債権を回収する見込みがないため。

(說明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。